平成２７年４月１日策定

令和７年３月２８日改訂

|  |
| --- |
| **印西市立原小学校**  **「学校いじめ防止基本方針」** |

**１　いじめの防止等のための対策に関する基本方針**

|  |
| --- |
| 学校にある児童生徒及び全ての者は，絶対にいじめを行ってはならない。  ～「しない」　「させない」　「見逃さない」～ |

1. **いじめの定義**（『いじめ防止対策推進法』第２条）

|  |
| --- |
| 「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 |

**⑵ 基本理念**

いじめ防止対策推進法　第３条をもとに策定

①学校の内外を問わずいじめが行われなくなること

②いじめの問題に対する児童等の理解を深めること

③いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが重要であること

いじめは本校でも，またどの児童にもおこりうるものである。

いじめは，いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害する。さらに，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え，その生命又は身体

に重大な危険を及ぼすおそれがある。

本校では，全ての児童が「いじめをしないこと」，「させないこと」，「見逃さないこと」により，自他の生命を尊重することを目指し，いじめ防止のための対策を行う。また，実際にいじめの案件が生じた場合には，事実を隠すことなく，公

明正大に誠意をもって対応していく。

**２　学校及び学校職員の責務**

**⑴ 基本的な責務**

|  |
| --- |
| ➀　学校は，当該学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定める。  ②　学校は，関係者（当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する知識を  有するもの）により構成されるいじめ防止のための組織を置く。  　　　　　　　　　　　　　　　（『いじめ防止対策推進法』第13条，第22条より） |

**⑵ 基本方針の重点**

学校や教職員は,学校内外においていじめが行われず，全ての児童が安心して学習やその他の諸活動に取り組むことができるようにする。そのために以下を重点として，対策を進める。

①いじめの防止

・いじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境醸成に努める。

・学校，学級でいじめ問題に取り組む姿勢を示し，日々の生活や道徳の授業

の中でいじめ防止の啓発を行う。

②早期発見

・調査・観察・相談・通報等の様々な手段により，学校全体で早期発見に

努める。

|  |
| --- |
| ③適切な対応  ・いじめ発見の際には,事情聴取・情報収集を 迅速・適切に行い，組織で対応する。  ・保護者への情報提供・情報交換・助言等の連携・協力を密に行う。また，その際には隠蔽や虚偽の説明を行わない。  ・市教委等関係機関と連携を図りながら，いじめ防止や発生時の解決に努める。  ④インターネットを通じて行われるいじめに対応するために，計画的な学習・指導を行う。  ⑤重大事態を想定した対応策を作成し，再発防止に努める。 |

**３　いじめ防止の組織**

学校に，「いじめ防止対策委員会」「職員会議」「緊急会議」等の組織を置き，機能的・有機的に対応する。

　【組織図】

　　　　　　　校長　　　　　　　　　　　印西市いじめ防止対策委員会

印西警察署

市子育て支援課

民生主任児童委員

カウンセラー

訪問相談担当教員

教育センター

職員会議

**いじめ防止対策委員会**　　　　　　　　 **緊急会議**

　　　　 各学級担任

各学級　　　　　　　　　　　　　　 保護者

**⑴「職員会議」 ＜** 全教職員が参加 **＞**

①**基本方針の策定**

②いじめ防止に関すること（基本方針の**年間計画作成・研修の実施**等）

③いじめの早期発見に関すること（**いじめ相談通報窓口**の設定・情報収集・情報交換等）

④いじめ事案に対する対応に関すること（対応方針の決定等）

⑤いじめの影響やその他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を

深めること（児童会活動の支援・行事の実施等）

⑥保護者・関係機関との連携

**⑵「いじめ防止対策委員会」＜**　委員会の構成員　**＞**

いじめ防止対策のための中心的な役割を担う。

日常的な業務についての協議を定期的に行う。

**⑶「緊急会議」**＜ 重大事態発生時に，必要に応じて全教職員，

保護者代表，所轄警察，学校医，印西市教育委員会指導主事等＞

重大事案の発生時に事案の解決に努める。(緊急対応の決定等)

**４　中心組織の役割について**

**⑴ 「いじめ防止対策委員会」の設置**

　 いじめの防止対策のための中心組織「いじめ防止対策委員会」を設置し，防止対策を機動的・効果的に行う。

|  |
| --- |
| 【委員会の構成員】  校長，教頭，生徒指導主任，教育相談担当，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，各学年生徒指導部会委員  ※発生時には，当該学年主任，当該担任も入る。 |

**⑵ 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容**

定期的に協議する内容

|  |
| --- |
| ➀ いじめ防止に関すること（年間計画の進捗状況の把握・検証作業の推進等）  ② いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有  （アンケート調査内容の検討，教育相談計画，情報交換・収集等）  ③ いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録  （事実関係聴取，対応の具体的手順・検討・決定　いつ・だれが・だれと・だれに・どのように・・・）  ④　教職員に関する「いじめ防止対策」研修の企画  ⑤　保護者・関係機関との連携  ⑥　いじめ防止の取組に対する評価 |

**(3) 「いじめ防止対策委員会」の開催**

　　　月一回行われる生徒指導部会で情報を交換し, 「いじめ」と思われる案件があった場合, 必要に応じて「いじめ防止対策委員会」を開催する。いじめ事案緊急発生時は緊急に開催する。

**５** **基本的施策**

**⑴　いじめを未然に防止する**

**➀　学校の重点目標**

学校の重点目標の一つにいじめ防止の事項を掲げ，いじめを「しない」，「させない」，「見逃さない」ことに組織的に取り組む。

**②　心の教育の充実**

* 児童の豊かな情操と道徳心，心の通う「対人交流能力」の素地を養うため，全ての教育活動を通じて**道徳教育・人権教育の充実**を図る。
* 体験活動，情報モラル教育，印西市教育委員会作成パンフレットを活用した授業等の教育活動の充実を図る。

・「いのちを大切にするキャンペーン」，いじめ撲滅等のキャンペーンの充実を図る。

・教育相談週間や生徒指導部会議で児童一人一人の共通理解を図り，全職員で指導

する。

・過度の競争意識，勝利至上主義がストレスを高め，いじめを誘発しないようにす

る。

・インターネットの安全安心な活用法（インターネット・SNSによるいじめの理解・対策）等についての授業を実施し，児童への啓蒙活動を行う。

**③　人権的言語環境の整備と自己有用感を高める授業・活動**

・児童や教職員自らの人権的言語環境を整備し，言語環境を起因としたいじめの発生

を防ぐ。

・児童の自己有用感を高めるような「わかる授業」や「充実感・達成感のある活動」

の実現に努める。

**④　行事・児童会活動等を通した児童生徒への指導**

・児童によるいじめ防止に関する児童会活動の支援を積極的に行い，児童による自発

的ないじめ防止の意識を高める。

・人権標語・作文，イエローリボンキャンペーンで，児童への指導を継続的に行う。

**⑤　保護者や地域との連携**

・保護者や地域住民，関係団体との連携を図り，いじめに関する児童の実態を把握す

る。

**⑵　いじめを早期に発見する**

**➀　いじめの調査等**

　　　　いじめを早期発見するために，在籍する児童に対して，定期的な生活アンケートと合わせて，以下のような調査を実施する。

・児童対象のアンケート調査　 年５回（６月，７月，９月，１１月，１月）

・保護者対象の学校評価　年回（７月，１月）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　※個別面談も活用する。

・教育相談を通じた学級担任等による児童からの聞き取り調査

　　　　 年２回（６月，１０月）

**②　いじめ相談体制の整備**

　　　　児童及び家庭，地域住民がいじめに関する相談を行うことができるように，次のような相談体制の整備を行う。

　　　・スクールカウンセラーの活用

・各種相談機関（印西市教育センターのこども相談室，文部科学省２４時間いじめ相談ダイヤル等）の情報提供。

・いじめについて相談することや通報することは適切な行為であることを指導する。

・SOSの出し方教室を開催し，児童が悩みを気軽に相談できるような体制をつくる。

・校内に設置されている相談ポストに児童が気軽に相談しやすい様に，啓発をする。

　開封は養護教諭が週１回程度行う。

**③　いじめ相談・通報窓口の設置**

相談担当・相談箱・ネット相談窓口等の設置と周知

**④　研修等による教職員の資質向上**

　　　・児童の全ての教育活動において人間関係や児童の心情を把握するために，組織体制を整える。

　　　・休み時間等授業時間外の児童の人間関係を観察し，日常的にいじめの早期発見に取り組む。

**⑶　いじめへの対応**

**いじめ情報のキャッチ**

・いじめを認知した場合は，次のように迅速に情報を伝える。

　　いじめ認知者→担任→生徒指導主任→教頭→校長

↓（組織として認知する。）

・担任は，双方や第三者からの客観的な聞き取りを行い，いじめの調査のフォル

ダへ記録を残す。

・重大ないじめの疑いがあると認知した時点で「いじめ防止対策委員会」を招集

する。

・いじめられた児童を，全校職員で組織的に見守る体制を整備する。

**正確な実態把握**

・当事者双方，周りの児童から聞き取り，いつ，どこで，誰が，何を，どのよう

に等を記録する。保護者からの情報を得る。

・関係教職員と情報を共有し，正確に把握して，共通認識をもつ。

・いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し，記録し，保存する。

アンケート調査などが必要な場合は，適切な時間と場面を設定し正確な調査を

行う。

・いじめた児童がいじめられた児童や通報した児童に不当な圧力をかけること

のないよう，最大限の配慮をする。

**指導体制，方針決定**

・情報を整理する。

・指導のねらい・方針を明確にする。

・全ての教職員の共通理解を図り，対応する教職員の役割分担を決める。

・教育委員会，関係機関との連携を図る。→窓口：教頭

**児童への指導・支援**

・いじめられた児童とその保護者に今後の対応を説明し，不安な点を聴取して対

応策を伝えることで取り除く。

・いじめた児童に，相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で，

「いじめは決して許されない行為である」意識をもたせる。また，聴衆や傍聴

者となった児童にも同様の意識をもたせる。

・周囲の児童にも，傍観者とならないために，いじめについての相談や通報の

重要性を伝える。

保護者との連携

・直接会って，状況説明，学校として児童を守ること，対応の方針について理解

を求める。

・いじめた側の保護者への説明・助言を行うとともに指導方針に対して共通理解

を求める。

・いじめの事実について正確に伝わるようにし，誤解を生まないように配慮する。

・今後の学校との連携方法を話し合う。

**今後の対応**

・継続的に指導や支援を行う。

・明日からの「居場所づくり」「絆づくり」の環境設定を行う。

・スクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。

・道徳教育や人権教育の充実を図り，誰もが大切にされる学級経営を行う。

**いじめが解消している状態とは**

・心理的又は物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が，少なくとも３ヶ

月を目安とする。ただし，被害の重大性や状況から，目安にかかわらずその

期間を改めて設定し状況を注視する。

・被害児童本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを

面談等により確認する。

**いじめ発見時の緊急対応**

**発見教職員等がいじめをやめさせる**

・いじめを発見等した教員はその時に，その場でいじめをやめさせる等適切な指導を行う。

**情報収集**

・事情聴取は複数の教師で行い客観的な事実の収集に努める。

・密室ではない場所で，適宜休憩や食事を入れながら，暴言や威圧等が行われない

環境の中でいじめに関わる情報を収集する。

**管理職への報告**

・いじめ（いじめに関わる相談を受けた場合）は，速やかに管理職に報告する。

・複数の教員での素早く，正確な事実関係の把握をし，対応する。

**(4）児童への配慮**

➀ 発達障害を含む，障害のある児童について

当該児童のニーズや特性，専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。

② 海外から帰国した児童や外国人の児童，国際結婚の保護者をもつなどの海外につながり

のある児童について言語や文化の差から，学校の学びにおいて困難を抱える場合も多

いことに留意する。

③ 性同一性障害や性的指向，性自認に係わる児童について

教職員の正しい理解等，学校として必要な対応を周知する。

④ 災害によって避難している児童について

心のケアを適切に行い，実態に応じた方針を立てる。

**(5)　関係機関との連携**

**➀　印西市教育委員会との連携**

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案，教育相談体制の充実が必要ないじめ事案，インターネットを通じてのいじめ事案については，印西市教育委員会と連携して対処する。

**②　印西警察署・北総地区少年センターとの連携**

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案，インターネットを通じてのいじめ事案については，印西警察署等と連携して対処する。

**③　児童相談所等との連携**

家庭環境に起因するいじめ事案については，子育て支援課・児童相談所等と連携して対処する。

**④ その他**

その他，必要に応じて相談機関，保健機関，福祉機関，医療機関等と連携をとる。

**６　インターネットを通じて行われるいじめの対応**

インターネットの高度の流通性，拡散性，匿名性等の特性を踏まえ，児童及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処できるようにする。

**➀　ネットいじめに関する教職員研修の充実。印西市教育委員会との連携を図る。**

**② 児童への情報モラル教育を実施する。**

※印西市教育センターによる「ネットリテラシーコンテンツ授業」の利用

**③　児童の日頃の携帯電話やSNS使用について保護者と連携を図る。**

　いじめにつながる問題があれば，日々の相談や面談などの機会に共有を図る。

**７　重大事案（市長に報告するもの）の対処**

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合，また，児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は，次の対処を行う。

発見者 　→　 担任 　→　 学年主任　 → 　生徒指導主任 　→ 　教頭 →

校長　 　→ 　印西市教育委員会指導課 　→　 印西市教育委員会教育長　→　市長

**（1）印西市教育委員会への報告と連携**

重大な事態が発生した旨を，印西市教育委員会（「いじめ問題対策連絡協議会」）に速やかに報告する。

**（2）組織の設置と関係機関との連携**

印西市教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織「緊急会議」（仮称）を設置し，対応する。必要に応じて印西警察署等へ報告する。

**（3）再調査**

「緊急会議」の組織を中心として，事実関係を明確にするための再調査を実施する。調査の前に被害児童及びその保護者に対して調査の方法や内容等を丁寧に説明し，被害者等の意向を踏まえる。

説明事項

1. 調査目的・目標
2. 調査主体（組織の構成・人選）
3. 調査時期・期間（スケジュール・定期報告）
4. 調査事項（いじめの事実関係，学校の対応等）調査対象（聴き取り等をする児童・教職員の範囲）

⑤ 調査方法（アンケート調査様式，聴き取りの方法・手順）

※個人情報については，条例等により提供できないこともある。

**（4）適切な情報の提供**

いじめを受けた児童や保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

**（5）調査結果を設置者（→市長）に報告**

児童や保護者の所見を希望により，添える。

**（6）調査結果を踏まえた必要な対応・措置**

**（7）報道機関への対応**

必要に応じて，窓口の決定，市教育委員会への連絡，取材の日時・場所・担当・内

容の決定等を行う。

**８　基本方針及び学校評価の結果の公表**

　 　　学校の重点目標の一つに掲げたいじめ防止対策について，学校評価の項目に入れる。いじめの実態把握，隠蔽防止，適切な措置を行うため，適正に評価し，措置の改善を図る。

|  |
| --- |
| ⑴　いじめの防止・早期発見に関する取組に関すること  ⑵　いじめに対する措置・対応に関すること |

適正な評価のために，「学校いじめ防止対策基本方針」（全体または概要）及び学校評価の結果は，保護者への便りやホームページ等で公表する。

**いじめ防止等に関する年間計画**印西市立原小学校

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 学　　　校 | 学　　　年 | 保護者・地域・関係機関 |
| ４月 | いじめ防止基本方針についての検討及び共通理解  職員会議（定期情報交換） |  |  |
| ５月 | 職員会議（定期情報交換）  ＳＯＳの出し方教育 | 道徳２年「いのちがいっぱい」　D-(17)生命の尊さ  道徳３年「今度はぼくの番かな」  B-(6)親切，思いやり  道徳５年「ほのぼのテスト」  B-(7)親切・思いやり |  |
| ６月 | 職員会議（定期情報交換）  アンケート調査（児童）  教育相談週間 | 道徳２年「たかしくんも一緒に」　C-(11)公平，公正，社会正義 |  |
| ７月 | 職員会議（定期情報交換）  アンケート調査（児童）  イエローリボンキャンペーン  （いじめ撲滅運動） | 道徳４年「ほっとけないよ」  A-(1)善悪の判断，自律，自由と判断  道徳６年「みんなの人権　強い心をもって」C-(13)公平，公正 | 学校評価（保護者）  保護者との情報交換（個別面談） |
| ８月 | 人権教育研修会  職員会議（定期情報交換） |  |  |
| ９月 | 職員会議（定期情報交換）  アンケート調査（児童） | 道徳１年「みんながえがおに誰とでも」  C-(11)公平，公正，社会正義  道徳２年「みほちゃんととなりのせきのますだくん」  B-(9)友情，信頼 |  |
| 10月 | 職員会議（定期情報交換） 教育相談週間 | 道徳５年「命」  D-(1９)生命の尊さ |  |
| 11月 | 職員会議（定期情報交換）  アンケート調査（児童） | 道徳１年「はしの上のおおかみ」  B-(6)親切・思いやり  道徳３年「悪いのはわたしじゃない」  C-(13)公平，公正，社会正義  道徳５年「だれかをきずつける機械ではない」  C-(13)公正，公平，社会正義  道徳６年「ひきょうだよ」  C-(13)公平，公正，社会正義 |  |
| 12月 | 人権週間の取り組み  職員会議（定期情報交換） |  |  |
| １月 | 職員会議（定期情報交換）  アンケート調査（児童） |  |  |
| ２月 | 職員会議（定期情報交換） | 道徳２年「ありがとうみさきちゃん」  B-(9)友情，信頼 | 学校評価（保護者） |
| ３月 |  |  |  |